

いじめ防止対策推進法（概要）

公布日：平成25年6月28日

施行日：平成25年9月28日

1 総則

- 目的：児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進すること。（第1条関係）
- 定義：「いじめ」＝「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（第2条関係）
※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校および特別支援学校（幼稚部を除く。）
- その他：いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務、国および地方公共団体の財政上の措置を規定（第3条～第10条関係）

2 いじめ防止基本方針等

- いじめ防止基本方針の策定：国、地方公共団体および学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定を義務付け（※）
(第11条～第13条関係)
※国および学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- いじめ問題対策連絡協議会：地方公共団体に、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成される組織を置くことが可能（第14条第1項関係）
- 教育委員会の附属機関：教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときに置くことが可能（第14条第3項関係）

3 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 国および地方公共団体に次の施策・措置を義務付け（第3章・第4章関係）
 - いじめに関する通報および相談を受け付けるための体制の整備
 - 関係機関、学校、家庭、地域社会および民間団体の間の連携の強化等
 - いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上
 - インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備等
 - いじめの防止等のための対策の調査研究等
 - いじめに係る相談制度または救済制度等についての広報その他の啓発活動
 - 学校相互間の連携協力体制の整備（地方公共団体のみの義務）

●学校の設置者および学校に次の施策・措置を義務付け（第3章・第4章関係）

- 全ての教育活動を通じた道徳教育および体験活動等の充実
- いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等
- いじめの早期発見のための児童等に対する定期的な調査等
- いじめに係る相談体制の整備
- 教職員に対するいじめの防止等のための研修の実施等
- インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための啓発活動
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置
- 個別のいじめに対して学校が講ずべき必要な措置

4 重大事態への対処

●重大事態に係る調査：学校の設置者またはその設置する学校は、重大事態（※）に対処し、
および同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方
法により事実関係を明確にするための調査を実施（第28条第1項
関係）

※いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被
害が生じた疑いがあると認めるとき等

●適切な情報提供：学校の設置者またはその設置する学校は、上記調査を行ったときは、
当該調査に係るいじめを受けた児童等およびその保護者に対し、必
要な情報を適切に提供（第28条第2項関係）

●重大事態に係る再調査：学校は地方公共団体の長等（※）に重大事態が発生した旨の報告、
報告を受けた地方公共団体の長等は、必要があると認めるときは上
記調査の結果に対して附属機関等による再調査を実施等（第29条
～第32条関係）

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁
である都道府県知事